

## 奨学生募集要項についてのQ&A

**Q 1** : 修学資金の給付が停止されるのは、どのような場合ですか？

A 1 : 契約締結から卒業まで最長6年間給付されますが、留年、休学、停学などの場合、当該期間の給付が停止されます。

**Q 2** 契約を解除されるのは、どのような場合ですか？

A 2 : 次の場合は、原則として契約は解除されます。

- ① 退学したとき。
- ② 獣医学を専攻しなくなったとき。
- ③ 心身の故障のため修学の見込みがなくなると認められるとき。
- ④ 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- ⑤ 学業成績又は性行が著しく不良となったと認められるとき。
- ⑥ 死亡したとき。
- ⑦ その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

**Q 3** 貸与された修学資金の返還を免除されるのは、どのような場合ですか？

A 3 : 大学を卒業後2年以内に獣医師免許を取得し、獣医師免許取得後1年以内にNOSAI秋田に獣医師職員として就職し、国公立大学生(月額10万円支給)は貸与期間の2分の3の期間従事することで、私立大学生(月額18万円支給)は3分の5の期間従事することで返還は免除されます。

**Q 4** 貸与された修学資金を返還しなくてはならないのは、どのような場合ですか？

A 4 : A 3の条件を満たさない場合、あるいはA 2の理由により契約を解除された場合は、給付を受けた修学資金の全部を返還の請求があった日から6か月以内に返還しなければなりません。この際、正当な理由がなく規定の日までに返還しない場合は、延滞利子(年10.95%)を付した額を追加して支払う必要があります。

しかし、災害、疾病その他やむを得ない理由により返還ができなくなった場合は、3年間で限度として返還を猶予することがあります。

万が一、NOSAI秋田のやむを得ない理由により獣医師職員として就職できなくなった場合は、返還の免除を申請することができます。